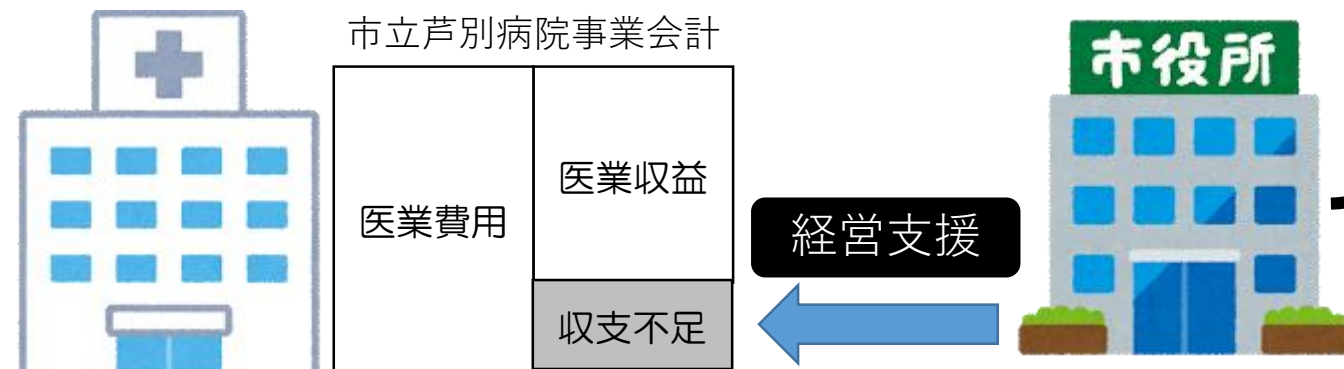


市立芦別病院の経営問題等について



一般会計、奨学資金特別会計、国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、介護保険事業特別会計、介護サービス事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計

- (本市の状況)
- ・人口減少に伴う市内経済の縮小
 - ・地方交付税の減少
 - ・少子高齢化など

上記の状況により、毎年度、留保資金（貯金）を取り崩しながら、行政運営を展開しています。

医師不足、人口減少及び患者の減少により、これまでも医業収益（入院・外来の料金収入等）で医業費用（人件費、医薬材料費、施設維持管理費等）を賄うことができません。毎年度、収支不足分を市の一般会計から補てんを受けています。

このままでは、4年間（H31～H34）で約12億円の補てんが必要となります！

今後も市民への安心・安全な医療体制を確保しなければなりません。

4年間（H31～H34）で、4億円の支援が限度となります。

公立病院として、現状の市立芦別病院を維持していきます！！

抜本的な経営形態の見直しや早急に収支改善等を図ることが必要となります！

対応策

1. 病院あり方検討会を組織（外部委員を含めて構成）

2. 国（総務省）の経営アドバイザー派遣事業による経営診断

3. 医師の確保要請（大学病院等への要請）

4. 新たな増収策、費用削減策

国の指導のもと、財政健全化法に基づく**経営健全化計画**を策定！

一般会計の貯金は、平成30年度末見込みで約12億円ですが、市税等の収入で各種行政経費を賄うことができないため、今後4年間で約11億円の留保資金（貯金）を取り崩さなければならない状況です。

一般会計からの市立芦別病院事業会計に対する経営支援は、平成31年度から毎年度1億円が限度です。

『経営健全化計画』とは、前年度の資金の不足額を医業収益で割り返した率（資金不足比率）が、自主的かつ計画的にその経営の健全化を図るべき基準として国が定めた『20%』を超えた場合に、『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』により策定が義務付けられているもので、公認会計士等による外部監査を受けて作成する計画を、議会の議決を経て策定し、公表することになっています。